

妊娠がわかったら

妊娠届と母子健康手帳

保健センター 85-6900 ■

妊娠がわかったら「妊娠届」を出しましょう。母子健康手帳^㉑とマタニティマーク入りキーホルダー^㉒を交付します。母子健康手帳は、妊娠中の経過やお子さんの健康の記録をすることができます。

交付窓口 保健センター、市役所市民課、藤代総合窓口課、取手駅前窓口

持ちもの

妊婦本人の申請の場合

①個人番号カードまたは通知カード ②妊婦の本人確認ができるもの

代理人が届出する場合

①妊婦本人の個人番号カードまたは通知カード(カードの画面のコピーでも可)
②代理人の本人確認ができるもの ③委任状

妊産婦マル福(医療福祉費支給制度)

国保年金課 74-2141 ■

産婦人科の保険診療医療費の自己負担分を一部助成する制度で、適用を受けるための受給者証^㉓を交付します。ただし、所得制限に該当するかは交付対象外となります。

交付窓口 市役所国保年金課、藤代総合窓口課、取手支所、※取手駅前窓口



母子健康手帳^㉑



マタニティマーク^㉒



医療福祉費受給者証^㉓

※取手駅前窓口は月～金10:00～17:15(祝日を除く)の受付となります。



左の3つを
もらってください

国保税の産前産後減免

国保年金課 74-2141 ■

取手市国民健康保険に加入していて出産予定または出産された方には、申請により国保税を一定期間減免します。(R4年4月以降出産の場合、取手市独自に8か月間減免期間を上乗せます。)※国保以外の保険にご加入の方は、同様の制度があるか加入する健康保険組合にお問い合わせください。

受付窓口 市役所国保年金課、藤代総合窓口課

必要なもの

①届出人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)
②母子健康手帳(写し可)

妊産婦健康診査費用の助成制度

保健センター 85-6900 ■

母子健康手帳と一緒に「妊婦健康診査受診票(健診の助成券)」を14枚配布しています。多胎妊婦の方には追加で5回分の受診票をお渡しします。受診票に記載の医療機関で使用できます(記載のない医療機関でも償還払いにより助成が受けられます)。助成額や使い方などは受診票でご確認ください。すこやかな妊娠と安全な出産を迎えるため、定期的に妊婦健康診査を受けましょう。

※産婦健康診査について詳しくはP16

妊産婦訪問

保健センター 85-6900 ■

保健師が妊産婦さんを訪問し、妊娠中の健康面や出産後の不安、悩みについての相談等をおこないます。希望するかは、電話でお申込みください。

妊娠期の講座

保健センター 85-6900 ■

マタニティクラス・ウェルカムベビークラス

妊娠中の日常生活や出産の準備などについて理解を深めてもらうため実施しています。大きなおなかをかかえた仲間同士みんなで楽しく勉強しながら、お友達づくりをしましょう。参加を希望するかは、電話でお申込みください。

お子さんが生まれたら



出生届

市民課 74-2141

お子さんが生まれた日を含め14日以内に「出生届(出生証明書つき)」を出しましょう。
住所地・本籍地・出生地の市区町村で受付しています。取手市に届ける場合は下記の窓口へ。

受付窓口	市役所市民課、藤代総合窓口課、取手支所
必要なもの	①出生届(出生証明書つき) ②母子健康手帳 ③届出人の本人確認ができるもの

提出日 月 日 時

出産育児一時金の請求と健康保険の加入手続き

●出産育児一時金

母が加入する健康保険組合から支給されます。事前に必要なものを確認し、請求してください。
(多くの医療機関では請求額に一時金を充てる方法も実施しています)

●健康保険の加入手続き

お子さんの健康保険証をつくります。扶養にとるかたの健康保険組合にお申し込みください。
※取手市国民健康保険のかたは、下記の窓口へ。

受付窓口	市役所国保年金課、藤代総合窓口課、取手支所
------	-----------------------

児童手当

子育て支援課 74-2141

高校生年代まで(18歳到達後の最初の年度末まで)のお子さんを育てているかたは、児童手当を受けることができます。支給の対象となるのは、申請した月の翌月分からです。

※公務員のかたは原則勤務先での申請です。詳細は勤務先にお問い合わせください。

手当の月額	0～2歳	15,000円
	3歳～高校生年代	10,000円
	第3子以降	30,000円
支給月	年6回(偶数月に支給) ※土日祝日の場合は、その前日	
受付窓口	市役所子育て支援課、藤代総合窓口課、取手支所	
必要なもの	①口座番号のわかるもの(請求者名義のもの) ②来庁者の本人確認ができるもの ③個人番号のわかるもの ※この他にも状況に応じて書類の提出が必要な場合があります。 ※請求者は、父母のうち所得が高いかたとなります。	



市HP「児童手当」

お子さんが生まれたら「出生連絡票」を提出してください。この連絡票をもとに生後4か月までのお子さんがあるすべてのご家庭に、安心して子育てができるよう保健師・保育士等が訪問し、相談やアドバイスをおこないます。

訪問日 月 日 時

◆医療費の助成と給付

小児マル福（医療福祉費支給制度・ぬくもり医療支援事業） 国保年金課 74-2141

お子さんの健康保険証ができたあと、保険証を下記の窓口にお持ちください。お子さんが医療機関にかかったときの保険診療の自己負担分を一部助成する茨城県の制度で、適用を受けるための受給者証を交付します。ただし、所得制限に該当するかたは、取手市独自の「ぬくもり医療支援事業」での適用となります（給付内容は同じです）。

※県内の医療機関を受診するときは、忘れずに健康保険証と一緒に提示してください。

※県外で受診した場合は、申請により払い戻されますので早めに申請してください。

自己負担額 (1日あたり)	1医療機関ごとに、外来600円(月2回限度)、入院300円(月3,000円限度)
交 付 窓 口	市役所国保年金課、藤代総合窓口課、取手支所、※取手駅前窓口
必要なもの	①お子さんの健康保険証 ※取手市国保に加入の場合は不要 ②口座番号のわかるもの(還付受取口座用。どなたの口座でも可) ③所得確認の対象者が1月1日現在取手市に住民票がなかった場合には、課税証明書が必要な場合があります。



※取手駅前窓口は月～金10:00～17:15(祝日を除く)の受付となります。

●助成対象

出生から18歳(高校生相当年齢)まで

●払い戻しの手続き(県外で受診した場合)

医療機関の領収書、受給者証を下記の窓口にお持ちください。

〔医療費の払い戻し窓口〕 市役所国保年金課、藤代総合窓口課、取手支所、取手駅前窓口

未熟児の医療費の給付について

保健センター 85-6900

赤ちゃんが未熟児(2,000g以下等)で生まれて医師が入院養育を必要と認めた場合の医療費と食事療養費(おむつ代等を除く)を給付します。

小児慢性特定疾病の医療費等の給付について 竜ヶ崎保健所 0297-62-2172

国が指定する小児慢性特定疾病に該当するお子さんの医療費を給付します。

障害のあるお子さんへの支援制度

障害のあるお子さんやそのご家庭に対してさまざまな支援制度があります。日常生活上の各種サービスや手続等について気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 障害福祉課 電話 74-2141(代表)



障害児福祉手当

20歳未満で、身体障害者手帳個別等級の1級の重複か療育手帳A程度の障害があり、日常生活において常時の介護を必要とするかたに支給します。また、身体障害者手帳が無くても、同程度の障害のあるお子さんは対象となります(本人および扶養義務者の所得制限あり。施設入所児は対象外)。

手 当 額

月額15,690円
年4回(5月、8月、11月、2月)支給

特別児童扶養手当

身体または知的に中程度以上の障害のある20歳未満のお子さんを扶養している父や母、または父母に代って養育しているかたに支給します。また、身体障害者手帳や療育手帳が無くても同程度の障害のあるお子さんは対象となります(受給資格者および扶養義務者の所得制限あり。施設入所児は対象外)。

手 当 額

1級月額55,350円 2級月額36,860円
年3回(4月、8月、11月)支給

重度心身障害者の医療福祉費支給制度(マル福)

身体障害者手帳1級、2級および3級の内部障害、療育手帳AまたはA、精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳3、4級の障害に該当しかつ療育手帳B(知能指数50以下)と判定されたかた、特別児童扶養手当1級、身体障害者手帳3級、4級の障害に該当しかつ精神障害者保険福祉手帳2級、療育手帳B(知能指数50以下)と判定されかつ精神障害者保健福祉手帳2級に該当するお子さんの医療費のうち保険診療の自己負担分を助成します。ただし、所得制限に該当するかたは交付対象外となります。

お問い合わせ先 国保年金課

日中一時支援事業

障害のあるお子さんを介護するかたが、急病、冠婚葬祭または介護疲れなど一時的な理由で介護できない場合に、日帰りでお子さんを施設などでお預かりします。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

18歳未満で、身体障害者手帳の交付対象にならない難聴のお子さんの補聴器を購入する費用の一部を助成します。

自立支援医療(育成医療)

18歳未満で、身体に障害のあるお子さん、もしくは疾患を放置すると将来障害を残すと認められ治療によって確実な効果が期待できる場合、指定医療機関において受けた医療費の一部を公費で負担します。

障害児通所支援(児童福祉法施設)

日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、専門的なアドバイス等を受けることができます。

身体に障害のあるお子さん、知的または発達障害等のあるお子さんが利用できます。

移動支援事業

障害があり屋外での移動が困難なかたに社会参加などで外出する際の移動の支援を行います。

ひとり親家庭への支援制度

ひとり親家庭に対し、下記の制度のほか、修学資金等の融資制度などさまざまな支援制度があります。対象となる要件等、詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 子育て支援課 電話 74-2141(代表)

児童扶養手当

子育て支援課 74-2141

離婚・死亡などの理由により、ひとり親で児童を養育することとなった家庭に対し、生活の安定と自立の促進のためにお子さんが18歳到達後の最初の年度末まで、家族構成や所得状況に応じて児童扶養手当が支給されます。支給の対象となるのは、申請した月の翌月分からです。また、継続して受給するための「現況届(毎年8月に様式が届きます)」を忘れずに提出してください。

支給額

全部支給…月額45,500円、一部支給…月額45,490円～10,740円
加算額…第2子以降10,750円～5,380円
※支給額は物価スライド等により毎年改定されます。

母子・父子家庭の医療福祉費支給制度(マル福)

国保年金課 74-2141

P10の医療福祉費支給制度について、ひとり親家庭の場合は、お子さんが18歳到達後の最初の年度末まで適用対象となります。ただし、所得制限に該当するかは交付対象外となります。

高等職業訓練促進給付金

子育て支援課 74-2141

ひとり親家庭の親が、特に就職に有利な資格取得を目指し短大等に修学する場合、修学に専念できるように生活費の負担を軽減するため、修学している間(最大4年間)、毎月10万円(住民税課税世帯は70,500円)。就学期間の最後の1年間のみ毎月14万円(住民税課税世帯は110,500円)を支給します。給付対象は、看護師(准看護師を含む)、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、調理師等の資格の取得を目指すかたです。修学前にご相談してください。

自立支援教育訓練給付金

茨城県県南県民センター 県民福祉課 029-825-2035

ひとり親家庭の親が就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定されている教育訓練を受講した場合、受講料の6割相当額(上限20万円)を支給します。受講の予定があるかたは事前にご相談ください(ただし、費用が2万円未満の場合は対象外となります)。

JR通勤定期乗車券の割引

子育て支援課 74-2141

通勤定期乗車券が3割引で購入できる「特定者資格証明書」を交付します。①児童扶養手当証書(ピンクの用紙)、②認印、③利用者ご本人の顔写真(縦2.5cm・横2cm)を子育て支援課窓口にお持ちください。(児童扶養手当の受給世帯のかたに限り。またJR区間以外は適用対象外となります)(学校に通うかたは、当制度ではなく「通学定期券(4割引)」をお求めください)。

取手市母子寡婦福祉会

子育て支援課 74-2141

ひとり親家庭の身近な相談や交流、ネットワークを図ることを目的とした市の外郭団体で、福祉支援やイベントを実施しています。常時、入会を受け付けています(年会費1,000円。父子家庭のかたも入会できます)。

夜間などにけがや急病になったとき

子ども救急電話相談

プッシュ回線の固定電話と、携帯電話からは
短縮ダイヤル **#8000** シャープ または **050-5445-2856** すべての電話から

子どもの急な病気等で、すぐに受診するべきか、翌朝まで待っていいのか判断に迷うときなど、看護師が相談に対応します。

〈受付時間〉24時間365日受付

小児科救急(重症患者に対する救急)

輪番制(休日・夜間)

●夜間(日、月、火、水、木、土)	17:00~23:00	JAとりで総合医療センター
●昼間(土)	12:00~17:00	取手市本郷2-1-1 電話74-5551
●夜間(金)	17:00~23:00	総合守谷第一病院
●昼間(日)	9:00~17:00	守谷市松前台1-17 電話0297-45-5111
●祝日	9:00~17:00	上記のうち夜間担当する病院

茨城県救急医療情報システム

休日や夜間に診療できる医療機関を検索できます。

- 今診てもらえるお医者さん
- 休日夜間当番医検索
- 小児輪番検索

